

「暴風警報発令」及び「地震発生」等 緊急の措置について

大阪府(北大阪)に、「暴風警報」が発令された場合、及び地震発生時(茨木市)の緊急措置は、下記のとおりです。時間の経過に伴って、さまざまな混乱が予想されます。保護者へはメール配信で連絡しますので、学校への電話はご遠慮下さい。

なお、地区委員さんや多くの保護者の皆様に、ご協力をお願いする場合にも、メール配信で学校から連絡をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

暴風警報発令時の措置 大阪府 (北大阪)

1	午前7時の時点で「暴風警報」発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校
4	登校後に「暴風警報」が発令された場合	各教室で、保護者に直接引き渡し

※「特別警報」においても暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

※給食は、午前9時までに解除された場合でも提供されます。(平成28年度より)

※上記以外の警報の場合については、通常どおり授業を行います。

※登校後に暴風警報が発令されましたら、児童は各教室で待機しています。引き渡しカードに記入されてる方が学校へ児童を引き取りに来てください。できるだけ早いお迎えをお願いします。待機児童が少なくなれば、図書室となります。(教育委員会の指示により、集団下校させる場合もあります。)

地震発生時の措置

1	大地震(震度5弱以上)が発生の場合(茨木市)	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止 (児童は学校待機となり、保護者引渡しの措置をとります) 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
	放課後	翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
2	震度4以下の地震が発生の場合(茨木市)	
	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をしますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

※詳細については、「気象警報発令時及び地震発生時の対応マニュアル」を、水尾小学校ホームページに掲載していますのでご覧ください。

※学校が臨時休業になった日及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。